

大乘神楽の対応

東北歴史博物館

笠原 信男

1 大乘神楽の名称

大乘神楽は岩手県北上市及び花巻市(旧南部領)で行われているが、江戸時代に仙台領胆沢郡で行われていた法印神楽との関連がみられるため、本講座で扱うこととした。

大乘神楽について、平成30年(2018)に出版された『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書』で、岩手県の研究者は以下のように述べている(1)。

「修験山伏の手で伝承されていた獅子神楽の一つで、手次(手の振付)や踏み足、九字(加持祈祷時の九つの手の結び方)など修験の呪法を取り入れた祈祷色の濃い神楽である」。

「同じ山伏神楽の早池峰神楽(国指定重要無形民俗文化財)とは、演目の名称も舞い方も全く異なり、早池峰神楽が神道色の濃い「動」の神楽とすれば、大乘神楽はゆるやかな所作の仏の教えを伝えようとする「静」の神楽といえる」

大乘神楽は岩手県花巻市の山伏神楽、宮城県の法印神楽と同じように、江戸時代に修験(山伏・法印)が行っていた神楽に源流があり、分布は両神楽の中間地域にあたる。この神楽を山伏神楽と同類で、権現舞を主とする獅子神楽と見るか、舞手の持ち物に特徴がある法印神楽と同類として、出雲流神楽と考えるかは、議論の分かれるところである。

岩手県の民俗芸能研究者の森口多里は昭和46年(1971)、「大乘神楽はやはり山伏神楽で、北上市に編入された和賀郡二子村・更木村、和賀町に併合された岩崎村、同郡江釣子村等に伝承されていた」とした(2)。

一方、宮城県を足掛かりに全国の民俗芸能を研究した本田安次は昭和9年(1934)に刊行された『陸前濱乃法印神楽』で、「陸中江釣子の大乘神楽」を「陸前浅邊の法印神楽(日高見流浅部法印神楽[登米市]」、「仙臺大崎八幡の附属神楽」、「南部神楽」とともに「異傳」の法印神楽とした(3)。また、平成25年(2013)から5年間、大乘神楽の調査を行った大乘神楽調査委員会で委員長を務めた神田より子も、調査報告書で「伊達藩で栄えた法印神楽の影響を強く受けて、独自の発達を遂げた」ものとしている(4)。

大乘の「乗」は乗り物のことで、仏教では教義体系を指し、大乘は大きな乗り物、大きな教義体系の意で、衆生を悟りに向かわせるための大きな教えをいう。しかし、ここでの「大乘」は神楽の前に付して、その中身を説明した語であるから、仏教の大きな教義体系のみを指しているとは思われない。

大乘神楽は、法印神楽や南部神楽と同様、舞台中央の上部に寺院で見る仏像や僧侶の座の上に設える天蓋に似た飾りを下げる。これを大乘妙典(5)、あるいは大乘妙雲(6)

とっている。法印神楽は大乗飾りという(7)。天蓋は貴人(聖人)の玉座、祭壇などの上方に設ける覆いであり、神楽では神の座に設けていると思われる。大乗神楽の舞台飾りは厳粛で特にやかましいものとされる。大乗神楽は舞台に「神の大きな乗り物」である大乗の飾りを設えた神楽の意も含まれていると考える。

2 江戸時代の大乗神楽—「大乗神楽」期—

(1) 異伝系法印神楽としての大乗神楽

北上市の史料で大乗神楽と記された最初は文化14年(1817)の「(大乗神楽)」(旧伍大院[北上市和賀町]・第1図No.5)である(8)。「大乗神楽番次」として26演目と演目ごとに舞人の数が記されている。明治以降の大乗神楽は33演目に統一されるので、これは演目数が体系化される前の神楽と思われる。26演目の中で注目されるのは、大乗神楽で最高の祈禱舞とされる榊舞に初夜榊・後夜榊の別がなく、榊舞のみであること、それに権現舞が含まれていないことである。

北上市の南、旧仙台領にあたる、奥州市水沢羽田町の出羽神社(明治期：郷社、それ以前：江刺郡総鎮守・第1図No.21)にも「大乗神楽」がある。昭和4年(1929)に発行された『羽田村志資料』に以下の記述がある。

「往古より傳はる故實祭式あり。陰曆六月十四日丑刻(午前2時前後1時間)より行ふ儀にして五穀豊饒を祝する田植祭なり。今其旧儀を略記せん先づ定刻に到れば本社殿に於て二番の神楽を奏す。一番には宮静、二番には神招なり。遠き昔は数番の神楽を奏せしといふも今伝はず」(9)

続いて、「遠き昔」に行われていた演目が記されている(第1表)。

「大乗神楽番立
 一番七ツ釜 二番地割 三番棟上 四番宮静 五番工目 六番榊 七番鬘下
 八番龍天 九番普生 十番地讚 十一番荒神 十二番七五三切 十三番湯引
 十四番神称 十五番天王 十六番神招 十七番大乗遊 十八番神拝 十九番魔王
 二十番五大龍 十一番笹結 二十二番岩戸 二十三番鬼門 二十四番橋引」(10)

神楽は「大乗神楽」といった。24演目のうち「十五番天王」・「二十番五大龍」は山伏神楽との関連がうかがわれるが、「四番宮静」・「十二番七五三切」・「十八番神拝」・「二十一番笹結」・「二十三番鬼門」は北上の文化14年(1817)史料にもある。これらは法印神楽と共通する演目である(第2表)。演目の類似から出羽神社の神楽は江戸時代の「大乗神楽」を反映していると推定される。

奥州市胆沢若柳石淵の於呂閑志神社(旧社名：猿山大明神・第1図No.23)の別当を務めた旧石倉寺(羽黒派修験)に伝わる史料がある。その中に明和8年(1771)、天明年間(1781~1789)、安政年間(1854~1860)の神楽史料があり、それぞれ13、22、18演目が

記されている(第1表)(11)。先に触れた奥州市水沢羽田町の出羽神社大乘神楽の24演目を含め、これらの神楽は、権現舞がないこと、榊舞のみであることなど、「大乘神楽」の文化14年(1817)の26演目の内容に近い。

江戸時代に東北地方の習俗を記録した菅江真澄は、「道奥の国胆沢の郡(現在：北上市の一部・奥州市・金ヶ崎町)神楽唄」に、「優婆塞(12)の神楽也。こは皆羽黒派の山伏集りて舞ふ。重き神楽を大嘗といふ。きぬがさの下に在りて補任をひらく(13)など、そのゆへことごとし(ルビは筆者)」と記した(14)。「大嘗」は大乗会、「きぬがさ」は天蓋でもあることから大乘飾り、その下で補任披きの儀礼が行われることが記されており、まさに「大乘神楽」を記したものである。

江戸時代中期、現行の大乘神楽とは演目がやや異なる「大乘神楽」が旧南部領の北上、旧仙台領胆沢郡で行われていた。これらはいつから行われていたのであろうか。

北上市の「大乘神楽」史料に、延宝4年(1676)の「天王ノカンタイキ(神が義を説く言葉・セリフ)」(旧伍大院[北上市和賀町])がある。内容は現在の演目「天王」に似たところがあり、「大乘神楽」の史料と思われる。旧仙台領である北上市口内町の羽黒派修験であった旧薬王院(第1図 No. 20)には「中世末、近世初期頃」の神楽面、それに神楽道具・神楽台本が保存されている(15)。奥州市前沢字中村の八穂茂神社(第1図 No. 28)には「寛永拾口(1633～1642)」と記された神楽面がある(16)。

こうしたことから、旧仙台領の胆沢郡、さらには藩境を越えた南部領北上には江戸時代前期に大乘飾りを有する法印神楽が行われていたと考えられる。神楽は年代や演目名から見ると、異伝系法印神楽である(第2表)。

北上の大乘神楽とともに、旧仙台領北部(岩手県南地方)で行われていた法印神楽を第1図・第3表にまとめた。内陸部の北上川沿いに多く認められる。これらには異伝系と浜系があり、異伝系は江戸時代前期前後に伝わり、以後に定着、在地化したと思われる。浜系は江戸末期に伝わった。海側は気仙沼市の本吉太々法印神楽と同系である。

(2) 神楽組

江戸時代の「大乘神楽」は法印(修験)が行った。江戸時代の史料、「今帝之云事」(旧伍大院[北上市和賀町])に一連の7演目を演じた本山派修験院が記されている。それらは「山口村(北上市和賀町山口)の延寿院、

岩崎(北上市和賀町岩崎)の伍大院、

江釣子(北上市下江釣子)の自性院、

立花村(北上市立花)の大徳院、

後藤村(北上市和賀町後藤)の光明院、

下鬼柳村(北上市下鬼柳)の柳法院、

北鬼柳村(北上市北鬼柳)の文殊院」の七か院が演じた(17)。北上市内にはこの他、
「現在の主要な団体が有る地域として
飯豊(北上市飯豊)には妙法院、
二子(北上市二子町)には妙泉院、
煤孫(北上市和賀町煤孫)には貴徳院、
南笹間(花巻市南笹間)には万法院、また現在は権現舞のみだが
滑田(北上市滑田)には月光院、
藤沢(北上市藤沢)には善行坊、
更木(北上市更木)には大福院、自覚院」(18)の8か院があり、少なくとも15か院
が「大乘神楽」に関与していた。多くは本山派(下線部、羽黒派は下線部)である。

3 明治前半期の大乗神楽—体系化確立期—

(1) 修験道廃止への対応

(a) 神社の僧職復飾令

「神祇事務局ヨリ諸社へ達 慶応四年(1868)三月十七日

今般王政復古、旧弊御一洗在らせられ候に付、諸国大小の神社に於て、僧形にて
別当或は社僧などと相唱え候輩は、復飾仰せ出され候。若し復飾の儀、余儀なく
差支これ有りの分は申し出可く候、仍って此段相心得可く候事」(19)

(b) 神仏判然令—仏語を用いた神号(権現等)の神社、仏像を神体とする神社の規制

「神祇官事務局達 慶応四年(1868)三月二十八日

- 一 中古以来、某権現或は牛頭天王の類、其外仏語を以て神号に相称え候神社少からず候、何れも其神社の由緒を委細に書付、早々に申出可く候事(中略)
- 一 仏像を以て神体と致し候神社は、相改来を以て申す可く候事(後略)」(20)

(c) 別当社僧は還俗し神社勤仕、還俗なきは立ち退きの令

「太政官達 慶応四年(1868)閏四月四日

今般諸国大小之神社において神仏混淆の儀は御廃止に相成り候に付、別当社僧の輩
は還俗の上、神主社人等の称号に相転じ、神道をもって勤仕致すべく候。もしまた、
よんどころなき差支えこれ有り候はば、佛教信仰にて還俗の儀止むを得ざるの輩は、
神勤相止め、立退き申すべき事(後略)」(21)

(d) 修験道廃止令

「太政官第273号(布) 明治五年(1872)九月十五日

修験宗の儀、自今廃止され、本山・当山・羽黒派共に従来の本寺所轄の儘、天台・
真言の両本山へ帰入仰せ付けられ候條、各地方官に於て此の旨相心得え、管内寺
院へ相達す可く候事」(22)

北上では、慶応四年(1868)閏四月の令を受け、修験院還俗願もしくは御宮返上届おみやへんじょうとどけが明治2年(1869)から出され、その後、明治5年(1872)の修験道廃止令によって、修験院の対応が決まった。対応が判明している17か院の動向は以下の5通りであった(23)。

- ・修験院当主は還俗せずに院を保持し、子ども等を還俗させて神職にした。6院
- ・修験院当主は還俗せずに院を保持し、神社を返上した。5院
- ・修験院当主は還俗して神職に転じ、子ども等に修験院を嗣がせた。2院
- ・修験院当主は還俗して神職に転じ、修験院を廃院にした。1院
- ・修験院当主は引退して院を廃院とし、子ども等を還俗させて神職にした。3院

修験院を廃院にせず、天台宗寺門派に変わったものが13か院である。ここでの寺院選択率は81.3%であり、宮城県の寺院選択率10.4%とは比較にならない多さである。しかも、このうち神社を返上した院が5か院あり、修験院継続への強い意志が感じられる。

(2) 修験道廃止後の大乘神楽

(a) 旧法印による「法印」号授与制の創始

江戸時代、修験・法印は時に山岳道場で厳しい修行を繰り返し、本山派なら聖護院しょうごいん(京都市)、羽黒派なら羽黒山寂光寺じゃっこうじ(山形県鶴岡市)から位階を得て、本山の承認を得て村方で活動した。大乘神楽は正式な山伏が神楽組を組織して行われた。明治5年(1872)の「修験道廃止令」後、北上の多くの修験院は寺院として存続することを選んだとはいえ、これまでの神楽組は解体した。これに対応するため、それまで神楽を舞えなかった氏子(一般庶民)が神楽に関わった。

神楽習得を目指す氏子(一般庶民)は、神楽師匠(旧法印)の屋敷(旧修験院)や神社で一定期間の修行をしたのち、神楽に関する秘伝を伝授され、師匠から「法名」を授けられた。これについては、明治12年(1879)に八幡別当福山万法院ながしみず(花巻市南笹間)が長清水山伏神楽やまぶしかぐら(北上市和賀町藤根・第1図 No. 5)の2名に榊舞を授けたのが史料上の初出である(24)。

大乘神楽は明治維新後、こうした制度をとともに再出発した。このため、明治前半期、個々の大乘神楽に関わる法印には旧本山から授けられた法名をもつ旧法印と神楽師匠から授けられた「法名」を持つ、大乘神楽独特の「法印」制による新法印がいた。新法印は旧法印と区別して「法印」と記される。「法印」は「榊と荒神という特別な演目を舞うことが出来るだけでなく、神楽のなかで用いる幣束や舞台飾りなど切飾りの作成、相伝された祈禱法による儀礼の執行など、大乘神楽の執行において中心的な役割」を担ったのである(25)。

(b) 大乘神楽の演目の定着

本田安次は昭和9年(1934)に刊行した『陸前濱乃法印神楽』において、大乘神楽の一

つ、「陸中江釣子の大乘神楽」の概要を以下のように述べている(26)。

「陸中和賀郡江釣子村、江釣子神社別当家に、今台本を伝えてある大乘神楽は、絶えてから約2、30年になる。もと近辺の山伏が集って演じたもので、山伏神楽、和賀神楽、或は権現神楽等とも称した。冬、10、11月の頃に、附近一帯の民家をめぐって演じたもので、正月にも、歩き残りの村々を訪れた。(この風習は、早池峯、黒森麓の諸処のものと共通してゐる。)村々では多く講を結び、宿を定めて一行を招じた。

この平素の神楽を平神楽ひらかぐらと称し、別に、大乘会だいじょうえ、若くは大乘式と称するものがあった。是は一世一代、別当職を継ぐ時とか、本尊御開帳の折等に催されるもので、神社拝殿前に特に張出しの舞台を設けて執行したものである。今古老に記憶されてゐるのは、明治8年(1875)旧8月と同33年(1900)3月27日の両度、江釣子神社に於けるものであった。」

権現神楽と呼ばれたことや民家を巡る、門付けの神楽であること等は山伏神楽の影響が強い。大乘会は異伝系法印神楽にもあった。大乘神楽の演目は33番と番外3番(小山の舞・稲荷きねせい・杵舞)が知られている。大乘会以外、神社の例大祭、門付けで民家の座敷で行われる平神楽は33番から選択して12番ほどが舞われる。演目には法印しか舞えないもの、大乘会以外では舞えないもの等がある(27)。

- | | |
|----------|-------------------------|
| 「6 榊 | 「法印しか舞うことができない演目である」 |
| 「13 荒神 | 「法印しか舞うことができない演目である」 |
| 「20 天王 | 「大乘会の時にしか舞われない特別な演目である」 |
| 「26 鬼門 | 「大乘会の時にしか舞われない特別な演目である」 |
| 「27 橋引 | 「大乘会の時にしか舞われない特別な演目である」 |
| 「29 小山の神 | 「大乘会では舞われない、番外の演目である」 |
| 「30 稲荷 | 「大乘会では舞われない、番外の演目である」 |
| 「31 杵舞 | 「大乘会では舞われない、番外の演目である」 |

江戸時代は本山から授与された位階を有する法印しかおらず、神楽はその法印が行っていた。このことから、「法印しか舞うことができない演目」の法印は明治以降に制度化された新法印、すなわち「法印」を指す。

大乘会は江釣子神社(北上市下江釣子)で行われた明治8年(1875)と明治33年(1900)以前、江戸時代の嘉永2年(1849)に南笹間村(花巻市南笹間)の修験院、万法院で行われたのが最初とされる。しかし、嘉永2年(1849)の大乘会次第を記した史料は明治25年(1892)に写されたもので、この時の大乘神楽観が反映されている部分(権現舞・本地比定)も見受けられるため、書写時の史料として扱うのが妥当と思われる。

演目は以下のように明治初期以後に整っていったと思われる。

初夜榊・後夜榊の榊舞は文化14年(1817)の旧伍大院(北上市和賀町岩崎)史料の「舞番立」項で「榊木・コヤ榊」、同書「大乘神楽番次」で「初夜・後夜」と記され、現在

の形とは異なる。それが明治5年(1872)の「御神楽之有数巻物伝授事申納帳[舞番立]」(長清水山伏神楽[北上市和賀町])で「初夜榊・後夜榊」となり、以後に定型化し、定着する(28)。

明治5年(1872)にはもう一つ、「権現舞」が定着する。権現舞は大乗神楽とは切り離せない重要な演目なので、不思議な気がするが、それ以前の神楽演目に含まれていない。この権現舞が演目に含まれたことにより、山伏神楽(獅子神楽)に近くなったといえ、見方によっては岩手県の神楽化したといえる。

明治5年(1872)までの史料にのみ記された演目、すなわち明治8年(1875)以降の史料にない演目は「桂ノ下」・「神招」である。両者とも内容は不詳である。「神招」は「神条シ」と別に行われており、どんな神を招き、降ろすのか興味深い。また「大乗遊」は明治8年(1875)以降、「大乗下」(29)という演目になる。

明治8年(1875)から新たに神楽の演目として定着するのは「舞台入」・「狂言」・「帝童」・「三番叟」である。

以上をまとめると、明治5年(1872)は、権現舞及び初夜榊・後夜榊が神楽の演目に入るが、演目数は25で現行の33演目はまだ未成立である。33演目が揃うのは明治8年(1875)である。この年は江釣子神社(北上市下江釣子)で大乗会が実施された年で、この時に現在の大乗神楽が成立したといえる。大乗会は明治2年(1869)、修験院最後の当主子息による江釣子神社神主職「就任」を祈念したものとされる(30)。明治初期の変革に適応した神楽の変化があり、新たに成立した大乗神楽で大乗会が行われたのである。

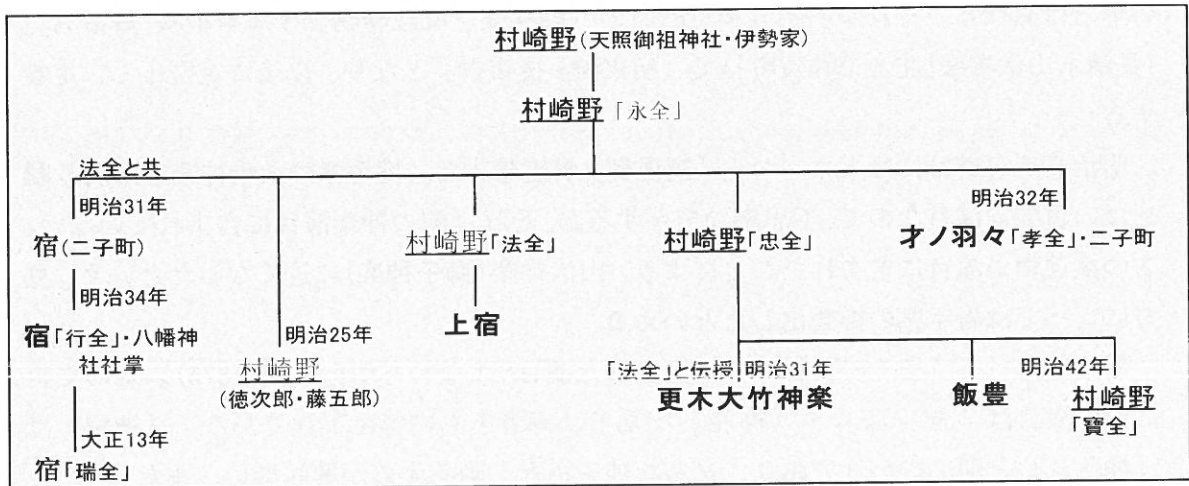
4 明治後半期の大乗神楽—体系化継承期—

(1) 「法印」による「法印」号授与制の普及

明治33年(1900)3月27日、江釣子神社(北上市下江釣子)で大乗会が開催された。江戸時代に神社の別当寺であった旧修験院、自性院は明治5年(1872)に廃寺となったがその後、天台宗寺門派寺院、自性院として再出発していた。

明治27年(1894)に自性院14世(江釣子神社神主子息)は明治33年(1900)3月吉日に煤孫寺(旧貴徳院[北上市和賀町煤孫])住職から「鬼門次第」「牛頭天王舞(天王)次第」を授与された(31)。鬼門・天王は「大乗会の時にしか舞われない特別な演目」であることから、同年3月27日の大乗会前のことと推察される。自性院では大乗会に合わせて本尊・観世音菩薩の御開帳(3/21~3/26)も行われた(32)。こうした状況から、明治33年(1900)の大乗会は「自性院住職就任」を祈念して行われたとされる(33)。

明治30年代は村崎野大乗神楽(北上市村崎野・第1図No.14)の「法印」、永全とその弟子、法全・忠全が宿大乗神楽(明治31年[1898]・北上市二子町下宿・第1図No.7)、更木大竹神楽(明治31年[1898]・北上市更木・第1図No.17)、才ノ羽々神楽(明治32年[1899]・



第2図 村崎野大乘神楽の「法印」による神楽伝授

北上市二子町才ノ羽々・第1図 No. 11)、^{かみしゆくわ ががくら}上宿和賀神楽(北上市二子町上宿・第1図 No. 6)、^{いいとよかぐら}飯豊神楽(北上市飯豊・第1図 No. 19)に大乘神楽を伝授している(第2図)。明治初期は旧法印が「法印」名を授けたが、明治後期は「法印」から「法印」への伝授が中心である。

(2) 本地仏の比定

年代がわかる文献で、登場する神に^{ほんじ}本地が記された史料は、明治25年(1892)に書写された「大乘会次第[大乘神楽舞本地]」(嘉永2年(1849)の大乘会記録・村崎野大乘神楽[北上市村崎野])が、今のところ最初である(第4表)(34)。

それ以前は、明治8年(1875)の「大乘会次第」を含め、いずれも演目の順番と演目名、それに演者数が記されているが、本地の記載はない(35)。このことから本地が比定されるのは明治8年(1875)以降、すなわち同年に実施された大乘会以後のことである。

神に本地の仏を比定するのは、江戸時代以前まで一般的であった、^{ほんじ すいじやくせつ}仏教を主、^{ひがん}神道を従として関係づける本地垂迹説の所産である。神々は如来や菩薩など、彼岸にいる^{しがん}仏(本地仏)が人々を救うために、^{すいじやくしん}此岸・この世に現れた姿(垂迹神)とするものである。

大乘神楽の本地に江戸時代まで神とされた権現が比定されている。

「庭静」 ^{にわしずめ} 国常立尊 ^{くにのとこたちのみこと} の本地	小比叡権現 ^{こびえごんげん} 、
「笹結」 ^{ささむすび} 猿田彦尊 ^{さるたひこのみこと} の本地	小比叡権現
「普勝」 ^{ふしょう} 国狭槌尊 ^{くにのさづちのみこと} の本地	八王子権現 ^{はちおうじごんげん} 、
「王ノ目」 ^{おうのめ} 伊弉冉尊 ^{いざなみのみこと} の本地	白山大権現 ^{はくさんだいごんげん} である。

仮に比定が江戸時代に行われていたとすれば、現実に神として崇敬している権現を仏として扱うのは当時の常識では考えられない。まして、小比叡権現は北上で多数を占める本山派修験と関わりが強い、^{ひえじんじや}比叡山に鎮座する山王権現(明治以降：日吉神社、戦後：^{ひよしたいしや}日吉大社)二宮である。薬師如来のこの世での姿(垂迹神)と位置づけられていた、この

権現を神でなく、本地仏として扱う考えに北上の修験院が賛同したとは思えない。

明治期の比定とするとどうか。三者を山王権現とすれば、山王七社のうちの二宮(小比叡)・八王子・客人(白山)になる。山王の神道観では、小比叡権現は国常立尊と見なされることがあり、また、八王子権現は国狭槌尊と同体とされ、本地は千手観音であった。北上の修験者(旧法印)にとって、比叡山の土地の神とされる両権現は、明治期の世においても敬うべき存在であった。しかし、神仏分離の世を考慮して権現を仏と同列に扱った。このように考えると、仏だけでなく権現を本地として体系化した、大乘神楽の本地比定は明治以降に行われたと見ることができる。

明治以降、旧法印から氏子等で神楽に関わる者に対して神楽の祈祷法や舞の秘伝を受けて「法印」号が授与され、大乘神楽を牽引した。明治後期には「法印」から法号を授与された、第二世代の「法印」が多くなっていった。^{おほくひ}公には宗教者ではない「法印」が、大乘神楽では「修験道系の宗教者」として神楽執行の重要な役目を担うわけである。そのため、大乘神楽は仏教(修験道)の理念と密接に関わる神楽という、大乘神楽が存立する基盤を整える必要があった。明治8年(1875)以降に行われたと見られる本地比定は、仏教(修験道)と神楽を結びつけるために創出された、大乘神楽の核心理論と考えられる。

以上、江戸時代、南部領の北上周辺では、その南の仙台領胆沢郡と同様、異伝系の「大乘神楽」が行われていた。幕末から明治にかけて胆沢郡は浜の法印神楽、さらには法印神楽と山伏神楽を合わせた南部神楽が流入し、移行した。対して、北上は「大乘神楽」を独自に展開させ、仏教(修験道)と神楽を強固に結び付けた大乘神楽を生み出した。

注

- (1)小田嶋恭二「はじめに」『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 本編』北上市文化財活性化実行委員会 2018年 p 1
- (2)森口多里「大乘神楽」『岩手県民俗芸能誌』錦正社 1971年 p 411
- (3)本田安次『本田安次著作集第四巻神楽IV 日本の伝統芸能 陸前濱乃法印神楽(復刻)』錦正社 1994年 p 261、初版は家蔵版 1934年
- (4)神田より子「まとめ」『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 本編』北上市文化財活性化実行委員会 2018年 p 106
- (5)注(3)文献と同じ
- (6)注(2)文献と同じ
- (7)山伏神楽は民家の座敷で演じる門付けが主で舞台に大乘飾りはない。大乘神楽は平素の神楽(平神楽)と一世一代の神楽(大乘会)があり、後者の舞台に大乘飾りが設えられた。法印神楽も異伝系・浜系の舞台に大乘飾りがあり、異伝系に大乘会にちなむ演目(大浄上[大崎八幡宮]・大乘揚[上沼]・大嘗上[御神楽之大事])があったことから、大乘神楽に近い形態で行われた時があったと推察される。
- (8)北上市文化遺産活性化実行委員会編『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 資料編』2018年 p 160
- (9)羽田尋常高等小学校『羽田村志資料上巻』羽田地区振興会(復刻)1986年 p 26、ガリ版刷 1929年

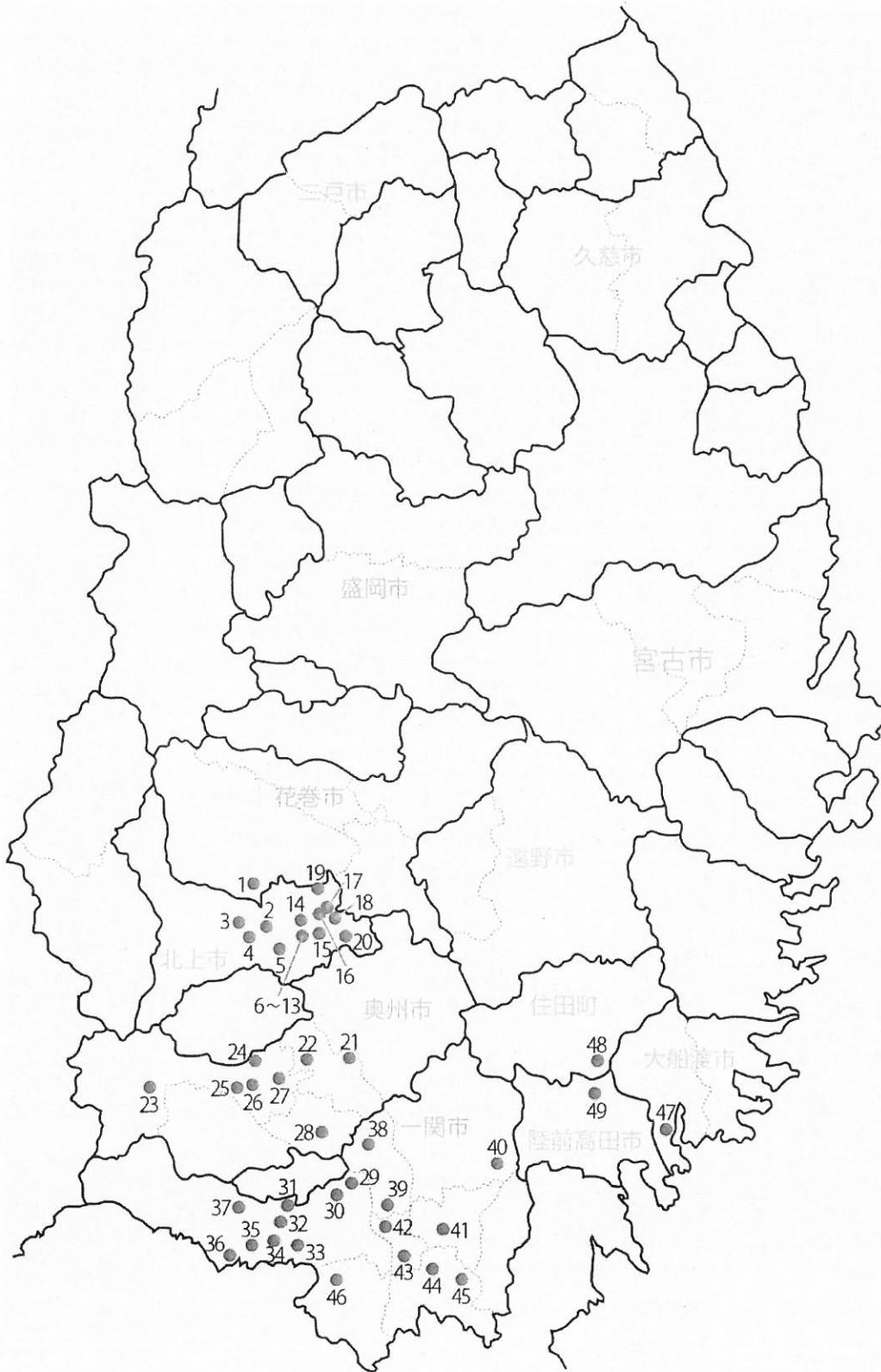
- (10)注(9)文献 p 30・31
- (11)中目誠「神楽」『胆沢町史X民俗編』胆沢町史刊行会 1991年 p 45・46
- (12)仏教徒で、出家した男性を比丘といい、在家の男性信者を優婆塞という。修験道の祖、役行者は「役行者優婆塞」といわれるように出家しておらず、修験道は出家をせずに修行者となる在家主義を本義としている。
- (13)「きぬがさ(衣笠)」は仏像の上部を覆う天蓋で、大乘飾りのこと。「補任をひらく」は本山から修験者へ位官、院号などを与えた補任状、もしくは修験院当主に任命されたことを披露する儀礼を指すと思われる。
- (14)菅江真澄 1809年頃「鄙廻一曲(ひなのひとふし)」『菅江真澄全集第9巻』未来社 1973年 p 339
- (15)北上市立博物館『北上の修験道資料展図録』1982年 p 18・24
後藤淑「北上市薬王院の仮面」『中世仮面の歴史的・民俗学的研究』多賀出版 1987年 p 64
北上市立博物館『修験道資料展図録一道具に見るその祈り一』2002年 p 10
- (16)後藤淑「岩手県前沢町八穂茂神社の仮面」『民間仮面史の基礎的研究』錦正社 1995年 p 296
- (17)阿部武司「和賀郡の大乘神楽」『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 本編』北上市文化財活性化実行委員会 2018年 p 13
- (18)注(17)と同じ
- (19)辻善之助・村上専精・鷺尾順敬編『新編明治維新神仏分離史料第一巻』名著出版 1984年 p 116
- (20)注(19)文献と同じ
- (21)大矢邦宣『和賀の修験(二)岩崎深山権現別當 伍大院田村家と岩崎二前神社』和賀町文化財報告書 1988年 p 78・79
- (22)阿部正巳『出羽三山史』山形県 1941年 p 216
- (23)注(21)の文献 p 83
- (24)注(8)文献 p 221
- (25)鈴木昂太「北上・花巻の大乘神楽」『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 本編』北上市文化財活性化実行委員会 2018年 p 22
- (26)注(3)文献 p 263
- (27)注(25)文献 p 26~31
- (28)ただし、初夜榊、後夜榊の演目は寛政10年(1798)には存在していた(注[8]文献 p 218)。従って、この変化は記録の仕方を変えたとも思われる。
- (29)森口多里は二子の大乘神楽の演目順説明で、「大乘の下」に「おおりのした」とふりがなをし、「榊の下準備、即ち舞台きよめの舞」とした。注(2)文献 p 414
- (30)神田竜浩「大乘会」『北上・花巻地方の大乘神楽調査報告書 本編』北上市文化財活性化実行委員会 2018年 p 40
- (31)注(8)文献 p 22・225
- (32)注(8)文献 p 336
- (33)注(30)文献と同じ
- (34)注(8)文献 p 19
- (35)注(8)文献 p 33

旧仙台領			旧南部領			
旧石倉寺 (奥州市胆沢若柳岩淵)	旧石倉寺 (奥州市胆沢若柳岩淵)	出羽神社 (奥州市水沢羽田町)	旧伍大院 (北上市和賀町岩崎)	長清水山伏神楽 (北上市和賀町)	旧自性院 (北上市下江釣子)	村崎野大乘神楽 (北上市村崎野)
猿山大明神神楽 「猿山神社 別当謹書」	猿山大明神神楽 「神楽濫觴」	「羽田村志資料」 「大乘神楽番立」	(大乘神楽) 「大乘神楽番次」	御神楽之有数巻 物伝授事申納帳 「舞番立」	大乘会次第「大 乗神楽舞本地順 番」	大乘会次第「大乘 神楽舞本地」 嘉永2年(1849)
明和8年(1771)	安政年間(1854~1860)	昭和4年(1929)	文化14年(1817)	明治5年(1872)	明治8年(1875)	明治25年(1892)写
					舞台入	舞台入
	七ツ竈神代記	七ツ釜	七ツ釜	七ツ釜	七ツ釜	七ツ釜
地割四大事		地割	地割	地割	地割	地割
棟上白露之事		棟上	棟上	棟上	棟上	棟上
神楽庭鎮ノ大事		宮静	庭志つめ	庭静	庭静	庭静
榊舞大事	榊之神代記	榊	初夜(榊木)	初夜榊	初夜榊	初夜榊
					狂言	狂言
		龍天	龍天	龍天	兩殿	龍殿
		普生	普将	普勝	普照	普勝神
		七五三切	七五三切	七五三	七五三切	七五三切
王ノ目事	翁目白之神歌 (魔王)	工目 魔王	大乃め 魔王	王ノ目 魔王	王ノ目 魔王	王ノ目 魔王降伏
					狂言	狂言
	地讚(小弓遊)神代記	地讚	地讚	地讚	地讚	地讚
荒神之大事		荒神	荒神	荒神	荒神	荒神
	五帝龍神代記	五大龍	五大類	五大龍	五大龍	五大龍
	湯請	湯引	湯引	湯引	湯引	湯引
					帝童	帝童
	笹結神代記	笹結	笹結	笹結ひ	笹結	笹結
	如来之神代記				薬師	薬師
					三番叟	三番叟
桂ノ下	(カツラノ下)	鬘下	桂下	カツラノ下		
		大乘遊 神招	大乘遊(大ジャウ下) 神招	神招	大乘下	大乘下
後夜天王之大事	牛頭天王神代記 健児之祝詞	天王	天王	天王	天王	天王
正足ノ大事			勝足	正息	正足	正足
神拝大事		神拝	神舞	神拝	神拝	神拝
大上下神請事		神称	神諸事	神条シ	神招請	神招請
			後夜(コヤ榊)	後夜榊	後夜榊	後夜榊
	蕨折り		(ワラビ折)	蕨折	蕨折	蕨折
	岩戸開神代記	岩戸	岩戸開		岩戸開	岩戸開
	鐘巻		(鐘巻寺)		鐘巻	鐘巻
		鬼門	鬼門		鬼門	鬼門
	橋引	橋引	橋引	橋引	橋引	橋引
				権現様	法式有権現様	法式有権現様
建座事	神楽濫觴					
後正楽	神送り祭文					
	蛭児神謡					
	炎出見尊神代記					
	(白露)					
	(後正楽)					
	(万歳楽)					

第1表 「大乘神楽」(左5列)と大乘神楽(右2列)の演目

区分	大乘神楽			異伝系法印神楽			浜系法印神楽	
	旧伍大院 (北上市和賀町岩崎)	旧自性院 (北上市下江釣子)	宿大乘神楽 (北上市二子町)	大崎八幡宮 能神楽 (仙台市)	上沼加茂流 法印神楽 (登米市)	雄勝伝書『御 神楽之大事』 (石巻市)	本吉太々 法印神楽 (気仙沼市)	雄勝 法印神楽 (石巻市)
	大乘神楽 番次	大乘会次第「大乘 神楽舞本地順番」	御神楽「大乘神 楽舞本地」	奉奏神秘御 神楽和歌 指南抄	修験道 神楽鈔	大嘗神楽 十八番	御神楽尊記 神楽記	現行
文化14年 (1817)	明治8年(1875)	明治34年(1901)	江戸時代末	文政3年 (1821)	元文4年 (1739)	天保13年 (1842)	平成12年 (2000)	
異伝系・浜系・大乘共通	初夜(榊木)	榊舞(初夜・後夜)	榊舞(初夜・後夜)		初矢	初夜	初矢	初矢
	龍天	両殿	龍殿	龍天	龍天		両天	両天
	七五三切	七五三切	七五三切	七五三切	注連切	七五三切	注連寄利	三天
	棟上	棟上	棟上	四天	四天	四天		四天
	天王	天王	天王		後夜	後夜	五矢	五矢
	五大類	五大龍	五大龍	盤五	盤牛		所望分	所望分
	岩戸開	岩戸開	岩戸開	岩戸開	岩戸	岩戸	磐戸開	岩戸開
	魔王	魔王降伏	魔王降伏	摩訶	魔王除	魔王責	魔王神璽	魔王退治
	笹結	笹結	笹結	左々結	笹結	笹結	作々結	笹結
	神舞	神拝	神拝	神拝	神拝	神拝		順眼
	鬼門	鬼門	鬼門		鬼門		鬼門	鬼門
	荒神	荒神	荒神	荒神	荒神	荒神	荒神	
	普将	普照	普照	普生	普照		普照	普照
湯引・七ツ釜	湯引・七ツ釜	湯引・七ツ釜	湯立神事	湯華	七釜	湯父	湯の父	
	権現舞	権現舞 (熊野大権現)	獅子舞	獅子舞 (正月)	獅子		春祈禱 (正月)	
異伝系・大乘共通	庭静(庭志つめ)	庭静	庭静	宮鎮	宮静	宮鎮		
	勝足	正足	正足	将足	生束	生足		
	地讃	地讃	地讃		弓剣	小弓遊		
	大乘遊(大乘下)	大乘下	大乘下	大浄上	大乘揚	大嘗上		
	王乃目	王乃目	王乃目		翁男女			
(蕨折)	蕨折	蕨折		蕨折				
浜系・大乘共通	橋引 (オトツル)	橋引	橋引		橋引(諾冉)	橋立(諾冉)	橋挽(乙鶴)	橋引(乙鶴)
大乘特有	柱下(桂ノ下)・ 神招・神諸事・ 地割・(鐘巻寺)	舞台入(権現舞)・ 神招請・地割・帝 童・鐘巻・薬師・ 三番叟・狂言2	舞台入(権現 舞)・神招請・地 割・帝童・鐘巻・ 薬師・三番叟・					
異伝系・浜系共通					邑雲	村雲	叢雲・紫雲	叢雲
					二ノ矢		二ノ矢	二ノ矢
				萬世楽	万歳楽		万歳楽	

第2表 法印神楽と大乘神楽の演目 ※太字は山伏神楽にもある演目



第1図 岩手県の法印神楽 ※番号は第3表と対応。北上市は現行神楽のみ。

番号	神楽名	旧領	種別	所在地	備考
1	笹間大乘神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	花巻市笹間北笹間	
2	下条和賀大乘神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市北鬼柳・下条	現在は権現舞のみ
3	長清水山伏神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市和賀町藤根長清水	現在は権現舞のみ
4	和賀大乘神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市和賀町煤孫	
5	深山権現(岩崎二前神社)神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市和賀町岩崎	延宝4年(1676)・天和元年(1681)の神楽書(旧伍大院)
6	上宿和賀神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町上宿	
7	宿大乘神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町下宿	
8	二子築館神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町築館	
9	中島神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町中島	現在は権現舞のみ
10	高屋神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町高屋	現在は権現舞のみ
11	才ノ羽々神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町才ノ羽々	現在は権現舞のみ
12	山伏系岡島神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町岡島	現在は権現舞のみ
13	下通り神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市二子町下通り	現在は権現舞のみ
14	村崎野大乘神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市村崎野	
15	小島崎神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市小島崎	現在は権現舞のみ
16	山寺新山神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市更木・山寺	現在は権現舞のみ
17	更木石名畑神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市更木・石名畑	現在は権現舞のみ
18	更木大竹神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市更木・大竹	現在は権現舞のみ
19	飯豊神楽	旧南部領	異伝系 大乘神楽	北上市飯豊・宇南	現在は権現舞のみ
20	薬王院神楽	旧仙台領	異伝系 法印神楽	北上市口内町松坂	江戸前期の神楽面あり。廃絶
21	出羽神社大乘神楽	旧仙台領	異伝系 大乘神楽	奥州市水沢羽田町	大乘神楽の演目と似る。
22	瀬台野神楽	旧仙台領		法印神楽 奥州市水沢真城	江戸後期の神楽面あり。現在は南部神楽
23	猿山大明神神楽	旧仙台領	異伝系 大乘神楽	奥州市胆沢若柳石淵(旧石倉寺)	大乘神楽の演目と似る。江戸後期の神楽面・書。廃絶
24	新山社神楽	旧仙台領	異伝系 大乘神楽	奥州市胆沢若柳新中(旧福泉院)	江戸末の神楽書は猿石と同内容。廃絶
25	中沢神楽	旧仙台領	異伝系 大乘神楽	奥州市胆沢小山中沢	文政11年(1828)年の面
26	十文字神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	奥州市胆沢小山南台	本吉流法印神楽。現在は南部神楽
27	恩俗神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	奥州市胆沢小山恩俗	本吉流法印神楽。現在は南部神楽
28	八穂茂神社神楽	旧仙台領	異伝系 法印神楽	奥州市前沢中村	寛永拾口(1633~1642)の神楽面あり。廃絶
29	相川神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市相川	廃絶
30	蓬田神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市舞川字蓬田	現在は南部神楽
31	笹谷神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市赤萩字笹谷	現在は南部神楽
32	赤萩神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市赤萩	笹谷神楽のことか。
33	下黒沢神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市萩荘字中町	現在は南部神楽
34	古内神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市萩荘字古内	現在は南部神楽
35	達古袋神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市萩荘字松原	現在は南部神楽
36	吾勝神社神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	一関市萩荘字芦の口	現在は市野々南部神楽
37	山谷神楽	旧仙台領	異伝系 法印神楽	一関市巖美町字釜之沢	現在は南部神楽
38	田河津神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市東山町田河津	廃絶。後に南部神楽
39	御嶽神社神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市東山町松川諏訪	廃絶
40	羽黒神社神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	一関市大東町曾慶柳森	神楽伝書(明治28年[1895])
41	熊野神社神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市千厩町清田字内野	廃絶
42	布佐神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	一関市川崎町門崎布佐	現在は南部神楽
43	大泉院神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	一関市川崎町薄衣	神楽伝書(天保2年[1831])
44	西口神楽	旧仙台領	異伝系 法印神楽	一関市藤沢町西口	上沼加茂流法印神楽(登米市)に伝承。廃絶
45	藤沢本郷神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市藤沢町藤沢平巖	現在は南部神楽
46	大門神楽	旧仙台領		法印神楽 一関市花泉町金沢運南田	現在は南部神楽
47	気仙法印神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	大船渡市大船渡町	神職により実施
48	天照御祖神社神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	気仙郡住田町世田米	廃絶
49	横田元宿神楽	旧仙台領	浜系 法印神楽	陸前高田市横田元宿	廃絶

第3表 岩手県の法印神楽 ※番号は第1図と対応。北上市は現行神楽のみ。神楽名は仮定、種別は推定を含む。

大乗会次第「大乘神楽舞本地」嘉永2年(1849)		
明治25年(1892)写		
村崎野大乘神楽(北上市村崎野)		
演目	垂迹神	本地
舞台入り		
七ツ釜	国常立尊/国狭槌尊/豊斟尊/泥土煮尊・沙土煮尊/大戸道尊・戸邊尊/面足尊・慳根尊/伊弉諾尊・伊弉冉尊	
地割	泥土煮尊/沙土煮尊	日光菩薩/月光菩薩
棟上	増長天/持国天/広目天/多聞天	
庭静	国常立尊	小比叡権現
初夜榊	降三世夜叉明王	宝幡仏
狂言		
龍殿	貴船大明神/加茂大明神	知勝仏/難勝仏
普勝神	国狭槌尊	八王子権現
七五三切	六歳殺神/七黄幡神/八豹尾神	千手観音/胎蔵界大日/金剛界大日
王ノ目	伊弉諾尊/伊弉冉尊	毘盧遮那仏/白山大権現
魔王降伏	金剛界夜叉明王	天鼓雷音仏
狂言		
地讚	八幡大神宮/天児屋根尊	阿弥陀仏/観自在仏
荒神	三面大黒	普賢菩薩
五大龍	一大歳神/二大將軍/三大陰神/四歳刑神/五歳破神	東 宝幡如来/南 開敷花如来/西 無量寿如来/北 天鼓雷音如来/中 大日覚王如来
湯引		
帝童	龍女	師子音仏
笹結	天ノ御中主尊/猿田彦ノ尊	毘盧遮那仏/小比叡権現
薬師	江文大明神	
三番叟		
大乘下	加茂大明神	難勝仏
天王	天竺ノ将運大將軍/第三ノ王子	
正足	大威徳夜叉明王	観自在王如来
神拜	大戸道尊/大戸邊尊	定光仏/多宝仏
神招請		
後夜榊	軍陀利夜叉明王	宝生如来
蕨折		
岩戸開	天照皇太神/猿田彦尊/鹿嶋大明神/八百万神/大刀雄神	
鐘巻		
鬼門	陰陽二神	梵天・帝釈
橋引		
熊野大権現	本宮/那智/新宮	弥陀/観音/薬師

第4表 大乘神楽の本地仏と垂迹神

